

議案第64号

つくば市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年12月6日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

つくば市立学校給食センター条例（平成3年つくば市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表荃崎学校給食センターの項を次のように改める。

桜学校給食センター	つくば市天王台二丁目2番地2
-----------	----------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

令和7年3月31日をもって荃崎学校給食センターを閉所するとともに、令和7年4月1日から桜学校給食センターを開所するため、この条例案を提出するものである。

## つくば市立学校給食センター条例（平成3年つくば市条例第30号）新旧対照表

改正後		改正前	
第1条（略） （名称及び位置）		第1条（略） （名称及び位置）	
第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
桜学校給食センター	つくば市天王台二丁目2番地2	荃崎学校給食センター	つくば市小荃401番地
第3条（以下略）		第3条（以下略）	